

重 要 事 項 説 明 書

指定介護予防支援の提供開始に当たり、次のとおり説明します。

1 事業者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 正和会
- (2) 所在地 日立市久慈町 4-19-21
- (3) 代表者名 理事長 額賀 儀秀
- (4) 電話番号 0294-33-7119

2 事業所の概要

- (1) 名称 地域包括支援センター 成華園（指定第0800200040号）
- (2) 所在地 日立市久慈町 4-19-21
- (3) 事業の種別 指定介護予防支援事業
- (4) 職員体制
 - 管理者 1人（常勤の兼務者）
 - 保健師、社会福祉士、介護支援専門員等 6人
 - 事務職員 1人（兼務）
- (5) 営業日 月曜日～金曜日
※土曜日、日曜日、国民の祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休業とします。
- (6) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (7) サービスを提供する地域
久慈学区、大みか学区、坂本東学区（旧坂本、旧東小沢）
- (8) 電話番号 0294-33-7119
- (9) FAX 0294-53-9222

3 運営方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定介護予防支援の提供に配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用されるかたの立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が、

特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう公平かつ中立に支援します。

4 指定介護予防支援の提供方法

- (1) 指定介護予防支援の提供は、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員、若しくは利用者の同意を得て、事業所が当該事業の一部を委託する居宅介護支援事業者の介護支援専門員が担当します。
- (2) 事業所は、利用者の指定介護予防支援利用申請に基づき、指定介護予防支援の提供を開始します。
- (3) 事業所は、指定介護予防支援の提供に際し、利用者の被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認します。
- (4) 事業所は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも要支援認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう、必要な援助を行います。
- (5) 事業所は、利用者の介護予防サービス計画の作成に当たり、利用者及び家族の意志を尊重するとともに、利用者の同意を得て、指定介護予防サービス事業者、保健医療サービス、福祉サービス等多様な事業者と連携し、総合的、効果的なサービスの提供を行います。

5 指定介護予防支援の内容

利用者が、生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、次の指定介護予防支援を行います。

- (1) 利用者の実態把握
- (2) 利用者への情報提供
- (3) 課題分析（アセスメント）
- (4) 介護予防サービス計画原案の作成
- (5) 介護予防サービス計画原案の確認
- (6) サービス担当者会議の開催
- (7) 介護予防サービス計画原案の説明、同意の確保
- (8) 介護予防サービス計画表の交付等
- (9) 介護予防サービスの提供と連絡調整
- (10) 実施状況の把握（モニタリング）
- (11) 評価
- (12) 給付管理事務

6 介護保険料滞納時の利用料金

指定介護予防支援に関する利用料金は、保険者から介護保険法の規定に基づき事業所に全額が給付される場合は、利用者の自己負担はありません。

利用者の介護保険料の滞納により、事業所が指定介護予防支援に関する利用料金を保

険者から受領できない場合は、利用者から 1 月につき下記項目の介護保険法に定められた金額をいただきます。

- ・介護予防支援費
- ・初回加算（新規に介護予防サービス計画を作成した場合の加算）
- ・委託連携加算（指定居宅介護支援事業所に委託する際、介護予防計画書の作成等に協力した場合委託を開始した日の属する月に限り利用者一人に 1 回を限度として加算）

7 サービス利用に当たっての留意事項

指定介護予防支援の提供の開始後、もし入院された場合、ケアマネジャー等の担当職員の氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

8 秘密の保持

1) 事業所の保健師等、その他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講じる。

2) 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書において得ておく。

9 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

10 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ・幅広い職種により構成する感染対策委員会を定期的に開催する。ただし、感染症が流行する時期等については、必要に応じて随時開催する。
- ・平常時の対策及び発生時の対応を想定し、感染症に係る指針を整備する。
- ・感染対策の基礎的内容等の適切な知識を職員へ普及啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うため、定期的な職員研修を実施する。なお、研修は、厚労省の研修教材を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。
- ・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について定期的な訓練を実施する。

11 業務継続計画（BCP）の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生において、利用者に対する介護予防ケアマネジメントを継続的に実施し、非常時における体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ・ 定期的な職員教育研修を実施する。ただし、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも可能とする。
- ・ 施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等（机上を含めその実施方法は問わない）を定期的に行う。ただし、感染症の業務継続計画に係る訓練は、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に行うことも可能とする。

12 虐待の発生又は再発防止のための措置

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する虐待防止検討委員会を定期的に行い、委員会で得た結果は職員に周知徹底を図る。
- ・ 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ・ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を職員へ普及啓発するため、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的に行う。
- ・ 虐待防止に関する措置を適切に行うため、専任の担当者を設置する。
- ・ 事業所の運営規定に、虐待の防止のための措置に関する事項を記載する。

13 身体拘束等の適性化

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

14 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

ア 苦情受付窓口

地域包括支援センター 成華園

住所 〒319-1222 茨城県日立市久慈町 4-19-21

電話 0294-33-7119

イ 受付時間

毎週月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) その他の苦情受付機関

・日立市高齢福祉課

電話 0294-22-3111

・日立市介護保険課

電話 0294-22-3111

・茨城県国民健康保険団体連合会

電話 029-301-1567

附則 この重要事項説明書は、令和6年3月31日より施行する。

令和 年 月 日

指定介護予防支援事業の提供開始に当たり、利用者に対して本書面にに基づき重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 正和会

事業所 地域包括支援センター 成華園説明者 氏名

私は、本書面にに基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防支援事業の開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 _____

電話番号

(代理人) 住所

氏名 続柄

電話番号 _____